

平成 28 年熊本地震被害対策緊急資金のご案内

平成 28 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、このたびの地震により被災された農業経営者さまの農業経営の維持・継続に関する資金ニーズにお応えするため、『平成 28 年熊本地震被害対策緊急資金』の取り扱いを開始いたしましたので、ご案内致します。

内 容

1. ご利用いただける方

農業を営む個人および法人事業者で、以下の①～③全てに該当する方

- ①農業所得が総所得の50%超を占めている方、または農業収入が2百万円以上ある方(法人事業者は10百万円以上)
- ②熊本地震により被害を受けた品目の減収量(収穫高の減少)が平年収量の30%以上である旨の市町村長の証明を受けている方
- ③熊本地震により被害を受け、農業収入の減少率が平年農業収入の10%以上となることが確実に見込まれる旨の市町村長の証明を受けている方

2. お使いみち

運転資金(減収補てん費、農業経営の維持・継続に必要な運転資金)

3. ご融資限度額

10百万円

※ただし、資金使途が減収補てん費の場合、原則減収補てん分を上限とします。

4. ご融資期間

1年超～10年(うち据置期間3年)以内

5. ご融資利率

取扱店へお問い合わせ下さい。

6. 保証

原則、熊本県農業信用基金協会の保証

- ・保証を利用するにあたり、保証申込額の1%を基金協会へ払込み、会員になる必要がございます。(ただし、農協の組合員である場合は不要となります)
- ・保証料のご負担があります。(無担保0.40% 有担保0.26%)
- ・熊本県及び市町村の保証料助成制度により保証料の助成が受けられます。

7. 担保・保証人

必要に応じてお願いする場合がございます。

※審査の結果によっては、お借入のご希望にそえない場合もございますので、ご了承下さい。

(平成28年7月13日現在)